

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市産婦健康診査県外受診補助金
補助事業等の目標	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条の規定に基づき市が行う産婦健康診査を長野県外の医療機関（以下「県外医療機関」という。）において受診した場合の費用を補助することにより、産婦健康診査の受診率の向上を図り、産婦の健康を確保するとともに、経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	市内に住所を有する産婦であって、里帰り出産等の理由により、県外医療機関において産婦健康診査を受診することが適当であると認められる者
補助対象経費	県外医療機関において受診した産婦健康診査に係る費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の額とし、受診日の属する年度において、市が一般社団法人長野県医師会と契約した産婦健康診査業務委託契約書に定める委託契約単価を上限とする。ただし、補助の対象となる産婦健康診査は、1 回の出産につき 2 回以内とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、産婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。
補助事業等の評価	産婦健康診査に要した費用の額を証する領収書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 31 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 母子保健法に基づく事業であり、産婦の健康を確保するためには、補助を行うことが不可欠であるため。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、産婦健康診査の受診を終了した日から 90 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市産婦健康診査県外受診補助金交付申請書（様式第 2 号-1） (2) 産婦健康診査に要した費用の額を証する領収書の写し 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

平成31年3月15日 制定（平成31年4月1日 施行）
令和元年11月8日 一部改正（令和元年11月8日 施行）